

令和 2 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 9 月 7 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 2 年 9 月 1 8 日 (金) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 2 年 9 月 1 8 日 (金) 1 5 時 1 3 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎 福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美

議 事 録

令和元年第3回定例会

[最終日]

令和2年9月18日（金）

開 議	
議 長	本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (14:00)
日程第1	
議 長	日程第1 町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、令和2年第3回筑前町定例会の最終日でございますが、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第42号 工事請負契約の締結につきましては、めくばー空調機器・照明LED化更新工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第43号、財産の取得につきましては、庁舎窓口カウンターを購入するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第44号、筑前町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定につきましては、町民の方などから頂いた寄附を新型コロナウイルス感染症に関する様々な対策に要する経費に充てるため、この基金条例を制定しようとするものです。 議案第45号、令和2年度筑前町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正額3億8,696万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ166億3,136万3,000円とするものです。補正内容としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止した事業1,354万2,000円を減額し、新型コロナウイルス感染症対策関連事業4億51万1,000円を増額するものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第35号「町道の路線認定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑、ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第35号「町道の路線認定について」を採決します。 議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第36号「筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」を議題とします。

	議案第３６号「筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例」につきましては、地方自治法の規定により、条例制定の議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされているため、９月７日付で文書により議長から監査委員に対し意見聴取を行いました。回答につきましては議場に配付しておりますので、ご確認お願いいたします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第３６号「筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」を採決します。 議案第３６号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第４	
議長	日程第４ 議案第３７号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の２１ページ、一番最後の附則のところですが。附則の２「町長は、施行日前においても、改正後の筑前町子ども医療費の支給に関する条例第２条第２号に規定する乳幼児及び同条第３号に規定する児童に係る子ども医療費の受給資格の認定及び当該認定を受けた受給資格者に対する子ども医療証の交付をすることができる」とあります。医療証があっても、通院については、これまでどおりということで取り扱われるんですか。
議長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 ４月１日改正になりますので、４月１日に合わせて、その時点で医療機関にかかろうとしても、手元に医療証がなければ非常に困られますので、その前に認定をして該当者の方には事前に送付を行って、４月１日から使用していただくという形での附則になっておりますので、よろしくお願いします。
議長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	今まで持っていた医療証は交換するわけですか、新しく送付する分と。
議長	健康課長
健康課長	計画では郵送で行う予定でございます。ですので、日付が入っておりますので、その時点で手元で破棄をしていただくか、窓口に来られたときにお返しいただくか、そういった形を取りたいというふうに考えております。
議長	ほかにごございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)

議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３７号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第３７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第５	
議 長	日程第５ 議案第３８号「筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑、ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３８号「筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第３８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第６	
議 長	日程第６ 議案第３９号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	年間パスポートですが、どのような販売形態になるのか、いつ頃販売になるのかお尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 年間パスポートにつきましては、この議案を承認いただいた後に、パスポートのカードと、それから申込用紙を作成するようにしております。それを持って、申込みをしていただいて、現金と引換え時にパスポートのカードをお渡しするような形になると思いますけれども、施行が１１月１日ですので、そこに間に合うように準備をして参りたいというふうに思っております。
議 長	河内議員
河内議員	年間パスポート、１１月ですけれども、例えば、１２月とか３月に年間パスポートを買われた方は、そこから１年間のパスポートになるんでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 年間パスポートでございますので、申込みをし、入金を確認してカードを発行した時点から１年間ということになりますので、１２月１日であれば翌年の１１月３０日ということになると思います。
議 長	ほかに質問ございませんか。 (質疑なし)

議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第39号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第40号「令和2年度筑前町一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第40号「令和2年度筑前町一般会計補正予算(第4号)について」を採決します。 議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第41号「令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第41号「令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算(第1号)について」を採決します。 議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第42号「工事請負契約の締結について(筑前町めくばー空調機器・照明LED化更新工事)」を議題とします。 説明を求めます。 生涯学習課長

生涯学習課長	追加議案書の２ページをお開きください。 議案第４２号、工事請負契約の締結について。 筑前町めくば一る空調機器・照明ＬＥＤ化更新工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日提出、町長名でございます。 １ 工事名 筑前町めくば一る空調機器・照明ＬＥＤ化更新工事。 ２ 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル）。 ３ 請負契約額 １億８,８１０万円（うち消費税額１,７１０万円） ４ 工事請負人 福岡市博多区東比恵３丁目１番２号 東比恵ビジネスセンター ダイキンエアテクノ株式会社 九州支店 九州支店長 矢野 進一郎。 提案理由につきましては、町長説明のとおりですので省略いたします。 ３ページをお開きください。 工事箇所 筑前町めくば一る。 工事概要は表記のとおりでございます。 ３ 工期 契約の効力発生の日から令和３年１月２２日までとなっております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	ＬＥＤ化にして、光熱費のどれだけの減を見込んでいるのかお尋ねします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 筑前町めくば一るの電気量につきましては、全体という集計になっておりますが、照明機器に関しましては、照明の利用に対して現在の利用の３分の１程度になるというところで見込んで計算をしているところでございます。 以上です。
議 長	他にございませんか。 （質疑なし）
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４２号「工事請負契約の締結について（筑前町めくば一る空調機器・照明ＬＥＤ化更新工事）」を採決します。 議案第４２号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 議案第４３号「財産の取得について（庁舎窓口カウンター）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の４ページをお願いいたします。

	議案第４３号 財産の取得について。 次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求めるものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので省略いたします。 １ 取得する財産の表示 庁舎窓口カウンター １式。 ２ 取得価格、２,５６４万６,５００円。 ３ 契約の相手方 朝倉郡筑前町中牟田８９２番地。 株式会社かがし屋 筑前支店 支店長 渋谷 政宏。 ４ 契約方法 指名型プロポーザルによる随意契約です。 随意契約の根拠につきましては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号によるものです。 ５ 納期限、令和２年１１月２９日としています。 本契約につきましては、一般会計補正予算第２号及び第３号でご承認いただきました新型コロナウイルス感染症対策を目的とし、役場本庁舎と総合支所の窓口カウンター１式を更新するものです。 契約方法につきましては、本業務内容につきまして、実績に基づく専門的知識や技術力、提案力を総合的に評価し実施するため、プロポーザル方式により業者選定を行ったものです。 また、本業務の目的であります、新型コロナウイルス感染症対策を早期に実施をする必要があることから、窓口改修業務の受注実績がある事業者による実施が望ましいことから、指名型プロポーザルを採用したものです。 本庁の指名登録業者から３社を指名いたしましたが、うち１社につきましては納期限が相当遅れる見込みであるとの理由により、途中辞退をされましたので、２社からのプレゼンテーションによる提案を受けまして、契約の相手方の選考を行ったところです。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論はございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４３号「財産の取得について（庁舎窓口カウンター）」を採決します。 議案第４３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１１	
議 長	日程第１１ 議案第４４号「筑前町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について」を議題とします。

	説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書、5ページをお願いします。 議案第44号、筑前町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について。標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりですので省略をいたします。 6ページをお願いします。 第1条に、本条例の目的を定めております。新型コロナウイルス感染症の対策に必要な資金に充てるため、筑前町新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するものです。 第2条に、基金として積み立てる額を定めていますが、一般会計歳入歳出予算で定める額としています。 第3条に、管理、第4条に、運用益金の処理、第5条に、繰替運用、第6条に、処分、第7条に、委任について定めております。 附則、この条例は、公布の日から施行します。 本基金の設置につきましては、この後の一般会計補正予算（第5号）において、基金への積立予算を提案させていただきますが、本条例の目的としております新型コロナウイルス感染症の対策に役立ててほしいということで、一個人、一事業所から計1,020万円の高額のご寄附を頂いているところです。この寄附を有効に活用することを目的に、本基金を創設しようとするものでございます。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	積立期間とこの基金の目標額はいくらなのかお尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 本基金条例の目的であります新型コロナウイルス感染症対策ということでありますので、これが終息するまでということになると考えております。 基金の積立に関しましては、寄附金ということで今考えておりますので、今後またご寄附を頂いた場合には本基金に積立てをさせていただきたいというふうに思っております。
議 長	ほかにごいませんか。 河内議員
河内議員	その基金の使途はどのような使途になるのでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 これも、第一の目的に定めておりますけど、新型コロナウイルス感染症対策ということで、今後も、この対策が長期化することも予想されますので、もちろん、国の交付金等も、まだまだ続くと思っておりますけど、町としても、こういった財源を確保しておくことが必要でございますし、今、こういったことというのは、今現在はまだ計画は立っておりませんが、コロナ対策ということでございます。
議 長	河内議員
河内議員	寄附を積み立てていくということでしたが、コロナ対策に使ってくれという寄附があった場合のみ、積み立てるのでしょうか。

議 長	財政課長
財政課長	現在はそういうことで考えております。そういった寄附があった場合には、この基金に積み立てるということで。一般会計の決算状況とか報告をさせていただいてありますけど、一般財源が今現在、剰余金として残るような状況でもございませんので、今、回答したようなことで考えております。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第４４号「筑前町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について」を採決します。 議案第４４号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 議案第４５号「令和２年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の７ページをお願いいたします。 議案第４５号 令和２年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について。 令和２年度筑前町一般会計補正予算（第５号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名です。 別冊の令和２年度一般会計補正予算（第５号）をお願いします。 １ページをお願いします。 令和２年度筑前町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８,６９６万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６６億３,１３６万３,０００円とするものです。 歳出の方から説明いたします。８ページをお願いします。 今回の補正予算につきましては、全て新型コロナウイルス関連予算であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のほか、学校保健特別対策補助金事業、コロナウイルスにより中止した事業費の減額などとなっております。 それでは、１款１項議会費の１２６万円の減額は、常任委員会視察研修の中止によるものです。 ２款１項１９目企画費の１,１０１万８,０００円の減額は、ど〜んとかがし祭、大藤祭の中止によるものです。 ３８目新型コロナウイルス地方創生費、１億８,０６７万７,０００円の増額です。 ３節、３０万円は、事業実施に要する職員の時間外勤務手当です。 １０節需用費の消耗品費１,４９３万２,０００円の内訳は、小学生から高校生までの子どもがいる世帯にドライブスルー方式で新米５キロと卵などを配付する、「筑前町育ち盛り子どもたちの『食』の応援事業」分１,０５０万円、町内飲食店に感染予防対策の支援を行うとともに、町の人口が３万人になることに合わせ、地域活性化事業を実施する、「コロナに負けるな！筑前町元気づくり事業」分１５９万円、コロナ禍のステイホームを有意義にするための「図書館パワーアップ事業」による読書

	通帳分90万9,000円、その他保育所等の感染防止対策分です。印刷製本費25万8,000円は、「コロナに負けるな！筑前町元気づくり事業」の飲食店利用券などの印刷代です。 11節役務費125万4,000円は、「筑前町育ち盛り子どもたちの『食』の応援事業」及び「コロナに負けるな！筑前町元気づくり事業」の郵送料です。 12節委託料2,628万6,000円の増額です。公共施設トイレ手洗い改修工事設計委託料の272万1,000円の減額は、不用額を減額するものです。公共施設トイレ改修工事設計・施工監理委託料677万6,000円は、感染防止対策としてトイレの洋式化を実施するための委託料です。解説・収蔵品管理システム委託料151万円は、大刀洗平和記念館の感染防止対策としてシステムの導入を行うものです。観光パンフレット制作委託料145万2,000円は、感染症収束後の観光客誘致のため、地域の魅力を掲載した観光パンフレットを製作するものです。公共施設消毒委託料1,000万円は、公共施設内におきまして、新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、施設の消毒を行う予算です。オンライン会議システム整備委託料556万4,000円は、本庁舎、総合支所などに無線LANを整備し、オンライン会議が可能な環境整備を行うものです。PR動画作成委託料200万円は、感染症収束後の観光客誘致のためのPR動画を作成するものです。Wi-Fi環境整備委託料170万5,000円は、道の駅に整備を行うものです。 13節使用料及び賃借料266万5,000円の増額です。解説・収蔵品管理システム使用料16万5,000円は、先ほど説明の大刀洗平和記念館のシステム使用料です。データ放送活用使用料250万円は、テレビdボタンを通じてコロナウイルスの状況や町の行事などの情報を発信できるようにするものです。 14節工事請負費4,646万5,000円の増額です。トイレの洋式化工事のほか、保育所のLAN工事などが含まれております。 17節備品購入費2,858万6,000円の増額です。保育所、こども未来センターの空気清浄機のほか、大刀洗平和記念館に設置するプロジェクタースクリーンとデジタルサイネージ、オンライン会議用のノートパソコン、読書通帳機2台の購入費用です。 18節負担金補助及び交付金5,993万1,000円の増額です。地域公共交通事業者支援金170万3,000円は、コロナウイルスにより経営に影響を受けた鉄道事業者及び路線バス事業者に支援金を給付するものです。貸切バス・タクシー事業者支援金245万円も、貸切バス・タクシー事業者に支援するものです。地域の元気を発信する事業補助金500万円は、町の元気を取り戻すため、巨大わらかがしの製作や、複数箇所からの打ち上げ花火を実施するための補助金です。マイクロバス運行事業安定化支援金200万円は、町マイクロバス運行事業受託者に支援金を給付するものです。飲食店コロナ対策支援金160万円は、「コロナに負けるな！筑前町元気づくり事業」に参加いただける飲食店へ2万円の支援金を給付するもので、次の飲食店利用券事業費交付金150万円は、利用券の換金分となります。行政区コロナ対策支援金2,167万8,000円は、コロナウイルス対策及び収束の行政区の活動に対し支援金を給付をするもので、均等割10万円、世帯割1戸につき1,500円とし、給付を行うものです。事業所家賃支援給付金2,400万円は、コロナウイルスにより経営に影響を受けた事業者の家賃負担を軽減するため、国及び県の給付に上乗せをして支援金を給付するものです。 39目新型コロナウイルス感染症対策金費1,100万円は、新型コロナウイルス感染症に関する様々な対策に要する経費に充てるため基金を設置し、元金を積み立てるものです。コロナ対策に対し、ご寄附いただきました寄附金を全額積み立てる
--	---

	ものです。 4款1項3目予防費5,123万4,000円の増額です。コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、インフルエンザ予防接種の費用を助成するものです。 7節報償費44万4,000円は、事業に要する事務員への報償費です。 12節委託料1,109万6,000円は、65歳以上のインフルエンザ予防接種委託料の増額です。本年度は自己負担額1,500円を無料にいたしますので、接種される方の増加を見込み、委託料を増額するものです。 18節インフルエンザ予防接種助成金3,969万4,000円は、16歳から64歳の住民を対象に3,000円を上限に費用の助成を行うものです。なお、本町におきましては、1歳から中学生までの費用助成を町単独事業で実施をしております。本年度は対象年齢を拡大して実施をするものです。 10ページです。 5款1項3目農業振興費400万円の増額は、ふるさと応援寄附金の寄附目的の1つであります、みなみの里分の基金積立てを活用いたしまして、みなみの里施設の感染防止対策のため支援金を給付するものです。 6款1項3目観光振興費の60万5,000円の減額は、観光パンフレット作成を地方創生事業で行うため減額するものです。 9款1項教育総務費1億4,571万8,000円の増額です。 10節需用費の消耗品費86万円は、感染予防対策の消耗品です。 12節委託料のICT支援業務委託料217万8,000円は、オンライン事業実施のための教職員等に対するコンピューターインストラクター派遣委託料です。スクール・サポート・スタッフ委託料85万2,000円は、校舎などの消毒、清掃を委託をするものです。 17節備品購入費の学習用タブレットとオンライン授業用備品は、GIGAスクール構想を推進するための購入予算です。公立学校情報機器整備補助金と臨時交付金により実施をいたします。 9款4項東小田小学校費から11ページの7項三輪中学校費までは、小中学校の感染防止対策を学校保健特別対策事業費補助金と臨時交付金により行うものです。 9款8項社会教育費276万7,000円の増額です。アフタースクールオンライン授業実施のための予算となります。 9款10項保健体育費65万9,000円の減額は、大会中止によるものです。 続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをお願いします。 16款2項2目総務費国庫補助金3億829万4,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。 9目教育費国庫補助金7,599万7,000円の増額です。学校保健特別対策事業費補助金287万2,000円は、小中学校の感染防止対策に対する補助金です。 公立学校情報機器整備費補助金7,312万5,000円は、GIGAスクール構想のためのタブレット購入に対する補助金です。 17款2項9目教育費県補助金85万2,000円は、歳出説明の校舎の消毒清掃委託に対する補助金です。 19款1項1目一般寄附金1,100万円の増額です。コロナ対策に役立ててくださいとして2件のご寄附を頂いておるところです。 20款2項基金繰入金302万4,000円の減額です。1節財政調整基金繰入金の減額は、事業中止による歳出予算減に伴う減額です。 10節ふるさと応援基金繰入金306万5,000円は、祭り中止に伴う繰入れの
--	---

	減額93万5,000円、それと、みなみの里への支援金400万円の繰入れとなります。 22款5項雑入615万円の減額は、65歳以上のインフルエンザ予防接種自己負担額を無料にすることにより減額をするものです。 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 山本一洋議員
山本一洋議員	11ページの教育費、1款保健体育総務費のところちょっとお尋ねをいたします。 18節の負担金補助及び交付金、大会中止のための18万1,000円の減額のように、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 スポーツ少年団補助金の分の減額についてですが、補正予算で増額のご説明をしたときに、当初19団体で当初予算を計上させていただいていたんですけれども、2団体減の17団体ということで、ご説明申し上げておりました。実際に補助金の交付辞退が進み、本年度の各団体への補助金の金額が確定しましたので、減額のほうをしているところでございます。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本一洋議員	当初予算19団体から2団体減ったから17団体で、残金を出したということのようですが、まだ年度途中のようで、コロナの関係のところで、大会中止のところが出てきましたので、ちょっとお伺いしたんですが、まだ、今後減ったから減らすんだということじゃなくて、増やしていく、また、つくっていくというような努力、そういうものも大事じゃないかなというふうに思います。 減らしていくじゃなくて増やしていくという努力も必要ではないかというふうに思いますので、ぜひ、見解をお願いしたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 貴重なご意見だと思いますので、今後、検討を進めて参りたいと考えております。 よろしくお願いします。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第45号「令和2年度筑前町一般会計補正予算（第5号）について」を採決します。 議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第13～ 日程第19	

議 長	会議規則第35条の規定により、日程第13から日程第19までを一括議題とします。 一括議題とした日程第13 認定第1号から日程第19 認定第7号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。 横山善美委員長
横山委員長	決算審査特別委員長として、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。 議会提出議案書の1ページをご覧ください。 本会議で一括議題として付託されました認定第1号から認定第7号は、9月14日から16日の3日間、慎重に審査した結果、本委員会は委員会審査報告書のとおり認定すべきものと決定しましたので、会議規則第75条の規定によって報告します。 町長はじめ執行部におかれましては、審査の過程で委員から出された意見、要望、また、監査委員の指摘事項に十分留意され、町財政の健全と住民福祉の向上に向けて引き続き努力されることを要望いたしまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 一括議題とした認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は認定とするものです。 質疑につきましては、決算審査特別委員会において詳細な質疑をしていただいておりますので省略します。 これから、討論を行います。 認定第1号「令和元年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 会計年度途中で9億3,996万円の補正をしながら、不用額が3億9,677万円を超えています。町民福祉の向上に使うべきだったと考えます。 また、一つの任意団体にすぎない部落解放同盟への600万円を超える補助金は、他団体と比べても、あまりに高過ぎ、到底、町民の理解を得ることは困難だと思います。補助金見直しの協議もされていません。補助金のほとんどが人件費に充てられています。そのような補助金は支出すべきでないと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許可します。 深野議員
深野議員	賛成の立場で討論いたします。 不用額が多いのは、扶助費や災害復興費などであり、町の一般財源を主要な財源としているものでなく、また、予算総額に対する不用額の割合は3%程度であり、適正な予算編成と予算執行がされていると認められています。 また、部落解放同盟は部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に資する活動をしている団体であり、その部落解放同盟に対する補助金は、朝倉地区3市町村で協議され、合意がなされたものであり、人件費を含め必要性を認めて決定されています。監査委員による補助金の決算状況審査でも指摘はなく、問題とされるところはないものと考えます。 また、会計全般についても、本年度決算審査特別委員会において、審議、承認がなされております。

	よって、賛成を表明いたします。
議 長	ほかに討論ありませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第 1 号「令和元年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第 1 号は、認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第 2 号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許可します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 担当課の特定保健指導、重症化予防の取り組み、健康寿命の延伸に視点を置いた各種事業の展開等見るべき成果があり、大いに評価するところですが、法定外繰入れなしで黒字になった分は被保険者へ還元すべきであり、保険税の引下げに使うべきと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 木村博文議員
木村博文議員	賛成の立場から討論いたします。 国民健康保険事業は、制度自体が構造的な問題を抱える中で、被保険者は年々減少、1 人当たりの医療費は増している中、令和元年度に税率改正を行い、安定的に継続した国保財政運営に努め、一般会計からの法定外繰入金なしに、黒字決算となっております。 この黒字についても、今般の新型コロナウイルスの影響、納付金の不透明性による不安要素などがあることから、今後の安定的に継続した国保財政運営をしていくための大切な財源となり得る一つと考えられます。 また、さらなる受診率向上、重症化予防に向けての課題はありますが、特定健診事業をはじめ重症化予防対策と医療費抑制を図る取り組みにも継続的に努めていることから、適正な決算内容と判断し、賛成の意思を表明し、討論といたします。
議 長	ほかに討論はございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第 2 号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定について」を採決します。 認定第 2 号は、認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第 3 号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員

河内議員	反対の立場から討論します。 高齢者の方は、いつ具合が悪くなってもおかしくありません。保険証が手元に届いていない方がいることは大問題だと思います。そもそも、75歳という年齢だけで医療を差別する後期高齢者制度そのものに反対であり、元の老人保健制度に戻すべきと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 柳議員
柳議員	賛成討論いたします。 後期高齢者、被保険者1人当たりの医療費は、全国で福岡県は17年連続で第1位ということです。 本町は、平成27年度から県内で10位以内が続いているという高い水準にあります。医療費抑制の大きな課題を抱えている現状にあります。 このような中で、広域連合と連携しながら医療費抑制対策を含め、適正に業務遂行を行い、75歳以上の高齢者の方々の特性に応じた医療を提供していることから、適正な決算内容と判断し、賛成の意思を表明し、討論といたします。
議 長	ほかに討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第3号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第3号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第4号「令和元年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 本来なら、平成28年度には完了していなければならない事業のはずなのに、いまだ1億2,000万円を超える貸付金残があること自体が大問題だと思います。 今後、年400万円程度の返済を見込んでいわれていますが、あと30年もかかることになります。61件の滞納件数があり、1件当たり年間7万円の支払いにしかすぎません。早期解決に向け努力していただき、後に続く職員の方々の負担とならないようにしていただきたいと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 横山議員
横山議員	賛成の立場で討論をいたします。 国の事業運営方針に従い、貸付事業の目的や背景を踏まえて、これまでも歴代の担当者が早期完納に向け、努力してきているものと思われます。 課題もありますが、分納計画に従い毎年数件が完納しています。 今後も、アドバイザーや弁護士の指導の下、職員による適正な業務遂行が行われると認め、賛成を表明いたします。
議 長	ほかに討論はありませんか。

	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第4号「令和元年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第4号は、認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 認定第5号「令和元年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、認定第5号「令和元年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第5号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第6号「令和元年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、認定第6号「令和元年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」を採決します。 認定第6号は、認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。 次に、認定第7号「令和元年度筑前町水道事業会計決算の認定について」、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、認定第7号「令和元年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を採決します。 認定第7号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は認定することに決定いたしました。
日程第20	
議 長	日程第20 請願第2号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」及び発議第2号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書」を一括議題とします。

	本件について、文教厚生常任委員長の報告並びに関連して、発議第2号の説明を求めます。 深野良二文教厚生常任委員長
深野議員	それでは、報告いたします。 定例会初日の9月7日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第2号につきまして、9月10日に委員会を開催し、審議いたしました。その結果の経過並びに結果についてご報告申し上げます。 議会提出議案書の2ページをお開きください。 請願第2号の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり採択であります。挙手による採決を行い、挙手全員により、採決と決しました。 これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第2号を提示いたします。 3ページをご覧ください。 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書。 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。 提出者、深野良二。賛成者、柳雅明議員、石橋里美議員です。 提出の理由。子どもたちの教育改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由です。 4ページをご覧ください。 意見書の内容は、お手元に配付したとおりです。 子どもたちの豊かな学びを実現するため、また、教職員の長時間労働の是正には、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数の改善が必要であり、国庫負担拡充を求める内容でございます。 全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑、ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 次に、発議第2号について先議いたします。 お諮りします。 これから、発議第2号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書を採決いたします。 発議第2号は、採択することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は採択することに決定いたしました。 したがって、発議第2号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。なお、請願第2号は採択すべきものとみなします。
日程第21	

議 長	日程第 2 1 発議第 3 号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題とします。 議案の提案理由の説明を求めます。 木村議員
木村博文議員	それでは、ただいまから、発議第 3 号の提案理由の説明をいたします。 議会提出議案書の 6 ページをお開きください。 発議第 3 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び筑前町議会会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出します。 提出者、木村博文。賛成者は奥村忠義議員、持山英幸議員であります。 提出の理由。新型コロナウイルスの感染拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活の不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減は避けがたく、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が必要であり、強く国に求めていくことが不可欠です。これが本案提出の理由であります。 7 ページをご覧ください。 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を提案させていただきます。 意見書の内容は、お手元に配付したとおりです。 議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第 3 号「筑前町コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を採択します。 発議第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。 発議第 3 号については、地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁へ意見を提出いたします。
日程第 2 2	
議 長	日程第 2 2 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第 7 3 条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。 委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。
日程第 2 3	
議 長	日程第 2 3 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。 各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 7 3 条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。 お諮りします。 各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	お礼を申し上げます。 9 月定例会、お疲れさまでございました。特に 3 日間にわたります決算審査、また、新型コロナウイルス対策を主題とする補正予算、慎重審議の上、承認・可決いただきました。 本町は、健全財政と地域活性化を基本とし、各財政指数を判断資料に人口問題を念頭に置きながら、全職員で住民協働のまちづくりを進めてまいったところです。 特に積極行政を推進するために、各事業につきましては徹底して補助事業採択に向け努力いたしました。具体的には、激甚指定の災害復旧費をはじめ、ため池防災ハザードマップ、庁舎チラー取替え、LED 灯事業、観光いちご園、中牟田町コミュニティセンター建設補助等は、おおむね国県等補助金を財源とするものであります。 また、やすらぎ荘入り口交差点整備については合併作用を活用し、さらに、国保事業の収支改善、また、一部事務組合のサン・ポート事業への町負担金につきましても、長期包括契約等の実施により経費削減に努力したところでございます。 加えて、全町の起債事業の抑制により、借入金残高が平成 2 1 年度のピーク時よりも 4 8 億円削減となりました。令和元年度末で 1 4 4 億円となり、合併前以下の水準となったところであります。 あわせて、国県事業であります国道 2 0 0 号及び主要地方道久留米筑紫野線の 4 車線化要望実現により、企業誘致等の条件整備、さらには山間山麓地域振興の拠点となるべく道の駅整備など、成果が見えた 1 年でもあったかと思えます。 その総体として、本町は人口が昨年度から 4 月時点で 1 8 7 名の増加となりました。これは全国町村の部で、社会増、全国 6 位だそうです。人口の増減は、町の魅力の一つのバロメーターと言えるかと思えます。今後も、菅内閣の地域活性化対策の後押しを受けながら、人口減少社会の中で、「とかいなか」として、地方定住以上の取り組みを促進していかなければならないと考えます。 このように、まちづくりが一步前進できたのも、住民・議会・町執行部の協働の取り組みの成果であったと総括し、お礼の言葉にさせていただきます。 お疲れさまでした。ありがとうございました。
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。

	令和2年第3回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。 (15:13)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議 長 田中政浩 8番 議 員 山本一洋 9番 議 員 奥村忠義